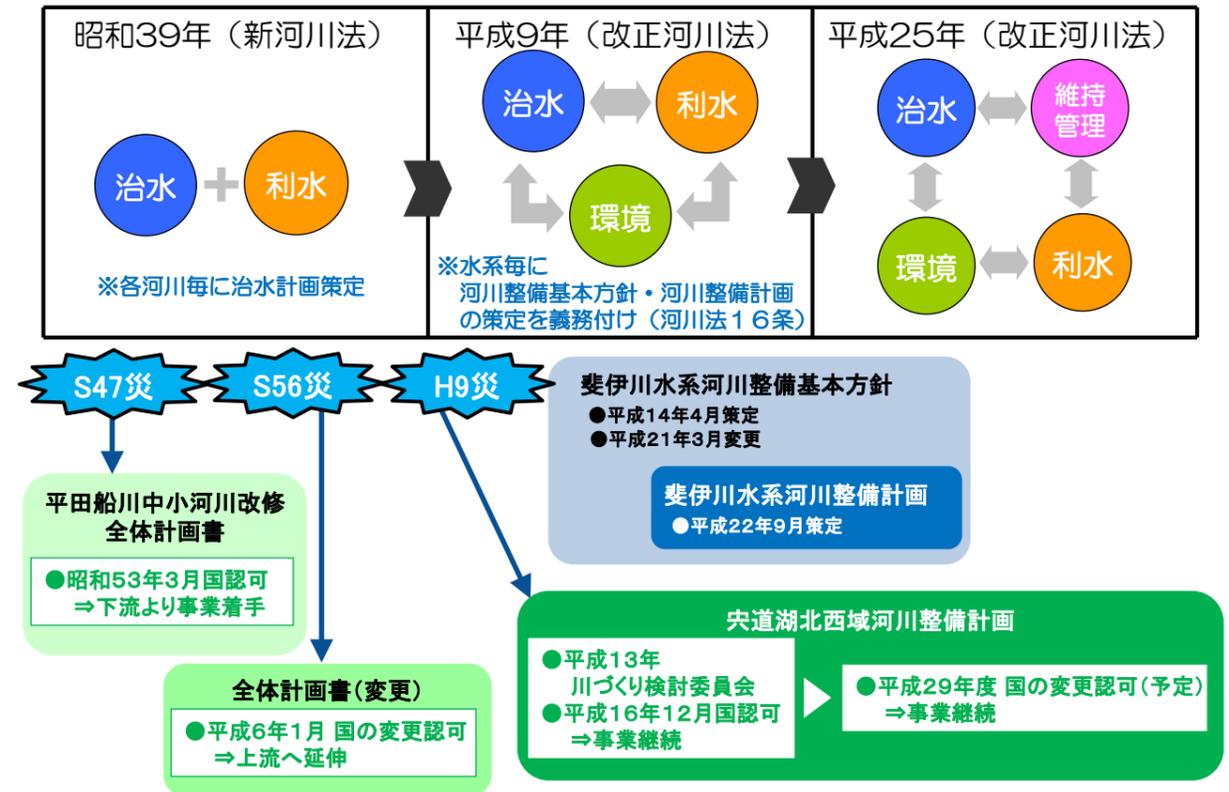


斐伊川水系穴道湖北西域
河川整備計画（変更）素案

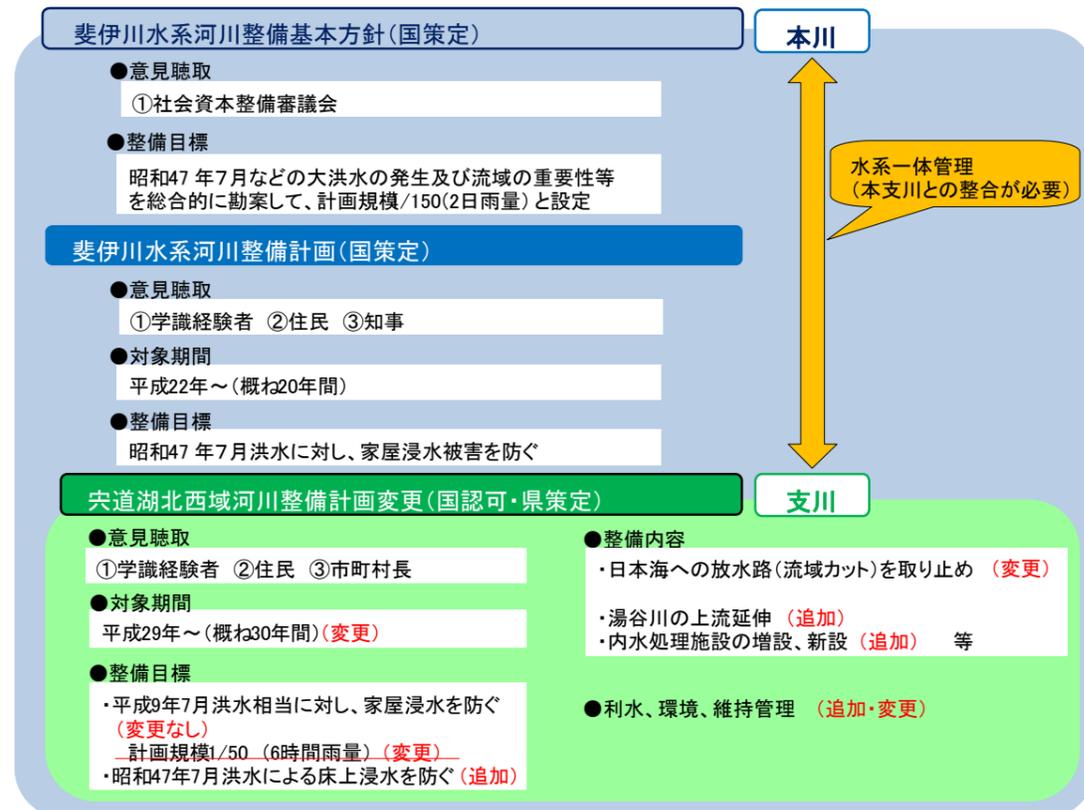
第1回委員会資料の構成(目次)

| 大項目 | 小項目 | 資料 |
|----------------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 1. 河川法と治水計画 | | P2,3(資料1) |
| 2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画(変更)素案 | (1)変更事由 (2)本文・付属資料 (3)河川環境検討シート | P7~15(資料1) 資料2,3 資料4 |
| 3. 現地視察 | | 資料5 |
| 4. 住民意見聴取 | (1)リーフレット (2)アンケート(一般用・学生用) | 資料6 資料7 |
| 5. 策定スケジュール | | 資料8 |

1. 河川法と治水計画



1. 河川法と治水計画



(参考) 河川法

河川法(一級河川の管理)

第9条

一級河川の管理は、国土交通省が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

(参考) 河川法

河川法（河川整備計画）

第16条の2

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき期間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している地域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

-5-

(参考) 河川法

河川法（国土交通省の許可等）

第79条

都道府県知事は、第9条第2項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第1号又は第4号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第2号又は第3号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。
 - 1 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
 - 2 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
 - 3 第16条の3第1項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合
 - 4 政令で定める水利使用に関し、第23条、第24条、第26条第1項、第29条若しくは第34条第1項の規定による処分又はこれらの処分に係る第75条の処分をしようとする場合

-6-

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由

国土交通省からの通知（H25.2）

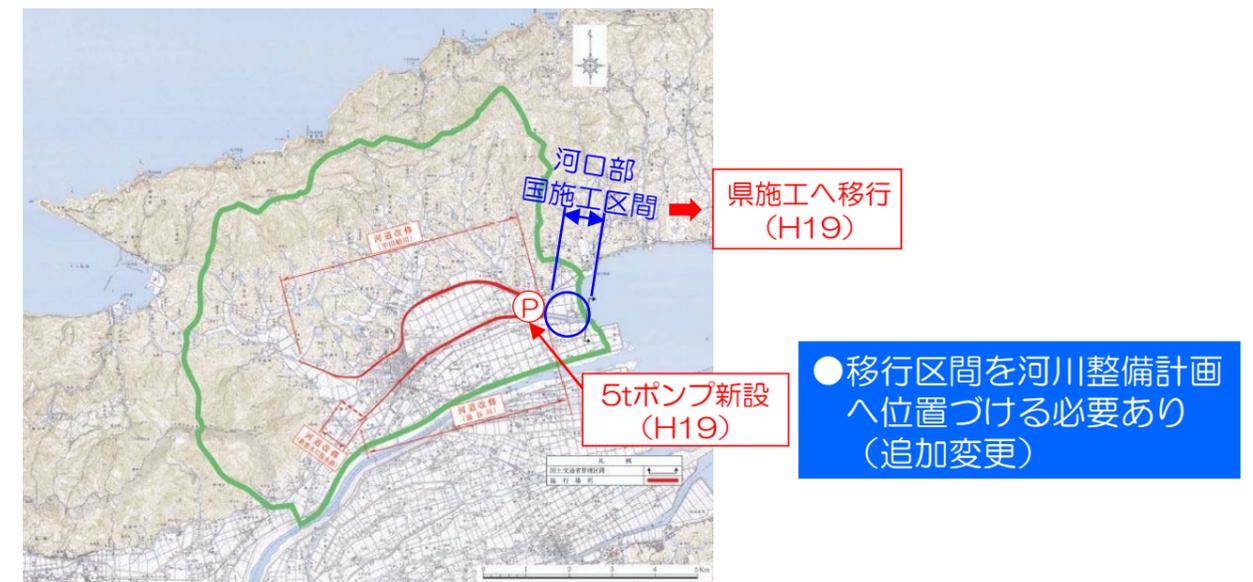
河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、
流域の社会情勢の変化
地域の意向
河川整備の進捗状況や進捗の見通し等
を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更する

-7-

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【流域の社会情勢の変化①】

- 河口部の国施工区間（暫定改修）が県施工へ移行（H19）
- 国は湯谷川水門に5t/sの内水処理ポンプ新設（H19）



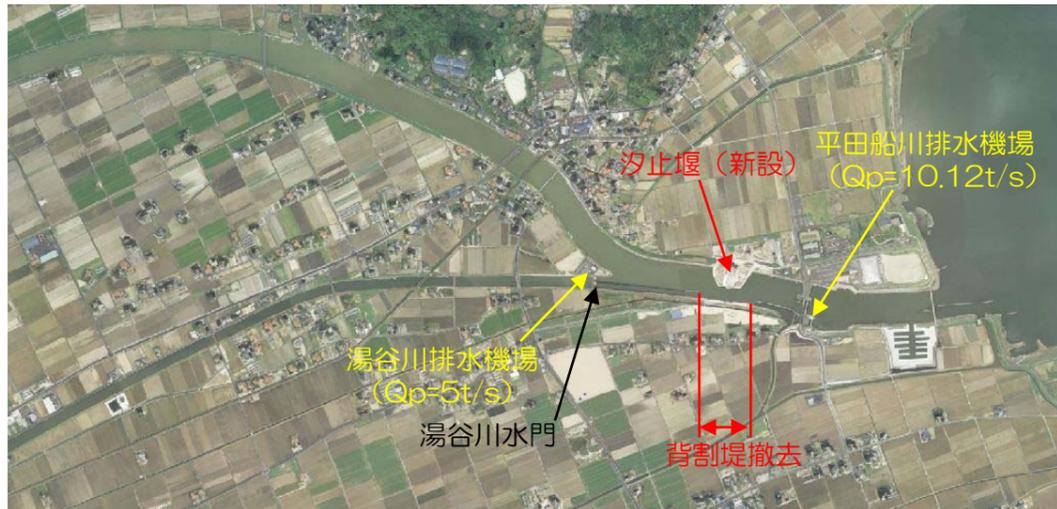
宍道湖北西域 河川整備計画（本文）

-8-

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【流域の社会情勢の変化②】

- これまで湯谷川水門より背割堤を通じて平田船川排水機場より内水排除
- 宍道湖淡水化中止による宍道湖代替水源確保事業（農水省）
- 汐止堰新設による背割堤撤去により、内水処理計画の見直しが必要



●湯谷川の内水処理計画を河川整備計画に位置づける必要あり（追加変更）

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

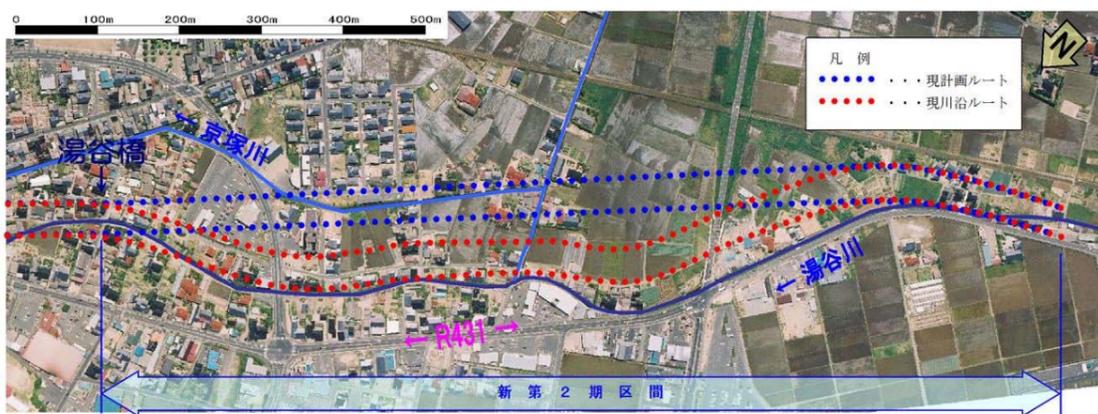
変更事由【流域の社会情勢の変化③】

- 国営緊急農地再編整備事業（農水省：H30から概ね10年間）
- 農水省は、河川整備計画と整合した圃場計画（排水対策・区画整理）を策定中

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【地域の意向①】

- 湯谷川河川計画検討委員会（H16）が、湯谷橋上流の河道ルート検討委員会：地元、学識経験者、行政事務局：出雲県土整備事務所
- 湯谷川上流で浸水が頻発する状況の中、下流の改修効果の即時発現が望まれる
- 検討委員会は、「ショートカット河道」を「現川拡幅河道」の見直しを提言



●提言された河道計画を河川整備計画に位置づける必要あり（変更）

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【地域の意向②】

- 現行計画策定（平成16年12月）以降も、湯谷川上流で浸水被害が頻発



平成17年6月洪水
（湯谷川・国道431号：出雲市国富町）



平成23年5月洪水
（湯谷川：出雲市国富町）

●湯谷川上流の河道計画を河川整備計画に位置付ける（延伸）する必要あり（追加変更）

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【河川整備の進捗状況や進捗の見通し】

- 河川整備計画（現行計画）は、日本海放水路により、平田船川上流域約10km²を日本海へ流域変更する将来計画に基づき策定
- 多大な事業費、昨今の社会情勢、漁業問題、環境への影響等、多くの課題があるため、将来計画とし、向こう20年間の河川整備計画（現行計画）とした（付属資料p26に記載）
- 日本海放水路が完成しないと平田船川の治水目標は達成できない



限られた河川改修予算で最大の治水効果が発現できるよう、見直しが必要（変更）

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【その他①】

- 水文データの蓄積
 - ・水位データ（H10以降、3か所で常時観測）
 - ・雨量データ（H21以降、観測所が3箇所から7箇所へ増）

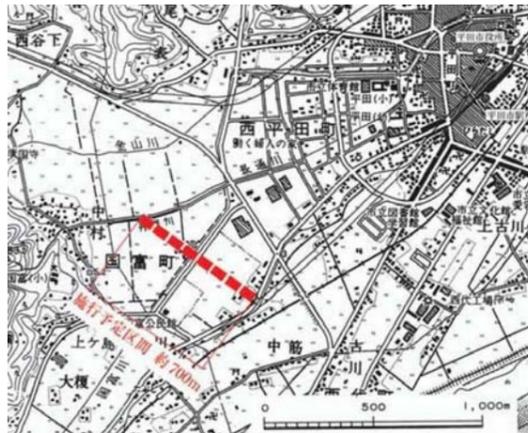


水位・雨量観測所位置図

2. 斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画（変更）素案

変更事由【その他②】

- 電算解析技術の進歩
平野部河川の氾濫解析が容易にできるようになり、最新の地盤データで解析
- 湯谷川への放水路（現行計画）を検証したところ、国富川周辺が築堤計画となり上流部の洪水処理に課題が生じた



自己流氾濫および内水氾濫の両方に対し、治水効果を発現できるよう見直しが必要（変更）

宍道湖北西域河川整備計画（本文）
新悪水川放水路位置図